

第2回利根町みんなのまち基本条例推進委員会 議事録

令和6年11月15日

会議名		第2回利根町みんなのまち基本条例推進委員会
日時		令和6年11月15日（金） 午前10時00分から
場所		利根町役場 町長公室
出席者	委員	坂野委員、手塚委員、花嶋委員、篠塚委員、猪鹿月委員、寺島委員、鈴木委員、高橋委員、六本木委員
	事務局	政策企画課 布袋課長、渡辺課長補佐、細井係長、青木主査
欠席委員		渡邊委員
会議次第		1 開 会 2 利根町執行機関及び附属機関等の会議の公開について ・【資料1】利根町執行機関及び附属機関等の公開状況一覧 ・利根町情報公開条例 3 令和5年度利根町パブリックコメントの実施について ・【資料2】令和5年度パブリックコメント実施状況一覧 4 利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準について ・【資料3】利根町執行機関及び附属機関等一覧表 ・【資料4】委員を公募する附属機関等一覧（令和5年度以降の公募実績表） 5 そ の 他 6 閉 会
配付資料名		・【資料1】利根町執行機関及び附属機関等の公開状況一覧 ・【資料2】令和5年度パブリックコメント実施状況一覧 ・【資料3】利根町執行機関及び附属機関等一覧表 ・【資料4】委員を公募する附属機関等一覧（令和5年度以降の公募実績表） ・利根町情報公開条例
議事内容		次ページ以降の通り

議 事

1 開会

(事務局)

それでは、ただいまから第2回利根町みんなのまち基本条例推進委員会を始めさせていただきます。

本日の会議につきまして、所用により渡辺委員が、欠席されておりますのでご報告いたします。本日は、出席者9名で、出席者数が過半数を超えておりますので、みんなのまち基本条例第42条第2項の規定により、本日の会議が成立することをお伝えさせていただきます。

それでは、ここからの進行は、利根町みんなのまち基本条例第42条第1項の規定により、委員長にお願いしたいと思います。

2 利根町執行機関及び附属機関等の会議の公開について

○委員長

では、皆様ご答弁をよろしく申し上げます。まず、次第の2、利根町附属機関等の会議の公開について事務局から説明願います。

○事務局

今日はお集まりいただきましてありがとうございます。早速ですが、利根町執行機関及び附属機関の補会議の公開について説明させていただきます。

資料1と、前回配布した資料「利根町附属機関の会議の公開に関する基準」をご用意ください。

まず、利根町附属機関の会議の公開に関する基準の内容を簡単に説明いたします。

第1条（目的）ですが、「利根町附属機関等の会議の公開に関する基準」は、町の附属機関等の会議を公開することにより、政策形成の過程の透明性を確保するとともに、開かれた町政を推進することを目的としております。

ここでいう「附属機関等」ですが、第2条（定義）に定めておりまして、

- (1) 地方自治法の規定により設置される審査会、審議会、調査会その他審査、諮問または、調査のための機関をいう。
- (2) 前号(1)に掲げるもののほか、規則、告示、訓令等により設置される審査会、審議会、調査会、その他新規、検討、協議会等のための機関をいう。

と定義しておりますが、注釈2に記載あるとおり、町職員で構成する内部組織、地域、又は関係団体、との連絡調整や啓発などを主たる目的とするものは含まないとなっております。

この附属機関としない内部組織は、前回配布した「利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準」6Pに記載しておりますので、後ほどご確認ください。

第3条（公開の対象とする会議）ですが、下の四角枠をご覧ください。（注釈）に1原則、附属機関等の会議は公開するものとする。ただし、法令等により会議が非公開となっているとき、又は利根町情報公開条例第7号各号に掲げる非開示情報に該当する事項について審議等を行うときは、非公開とする。とあり、第4条（会議の公開等の決定等）で会議の公開等の決定については、第2項に附属機関等は会議の全部または一部を非公開とするときは、その理由を明らかにしないといけないとなっております。

本日は、原則公開する会議等の中で、非公開であるものの理由等を説明させていただ

きますので、よろしくお願いいたします。

続いて第5条（会議開催の公表）ですが、会議が開催される時は、7日前までにその旨を公表しなければならないとしております。会議の開催は町公式ホームページにて掲載しております。

第6条（会議の公開の方法等）ですが、会議の公開は、傍聴を希望する者に当会議の傍聴を認めることとしております。

第7条（傍聴者の遵守事項）は、傍聴する者に遵守して欲しい事項を定めております。

第8条（会議資料の配布等）ですが、傍聴者は、会議資料を配布又は閲覧できることとしております。

第9条（会議録の作成）ですが、会議の公開・非公開にかかわらず、会議録を作成することとしており、下の第10条（会議録等の公表）で会議録及び会議資料を町公式ホームページ又は窓口にて供覧により公表すると定めております。

ただし、四角の注釈にあるように、個人情報等や発言した委員名は削除して公表しております。

これらを踏まえて、町の附属機関等の公開状況を説明しますので、資料1をご用意ください。

資料1は、利根町執行機関及び附属機関等の公開状況の一覧でございます。

執行機関及び附属機関等は、現在78機関あり、一覧の中で色塗りしているものが15個ありまして、これらは、委員名（個人）となっており、会議等ではないため、公開の対象としておりません。

○や×で記している、真ん中あたりの、公開・非公開ですが、公開するもの（○）は37機関、一部非公開（△）が4機関、非公開（×）の機関が22機関あります。

また、右側「傍聴」ですが、傍聴できるのが36機関あり、一部傍聴不可（△）が4機関、傍聴不可が23機関あります。

本日は、会議等は原則公開としていることから、非公開の機関の理由等を説明いたします。

それでは、資料1と、本日配布した利根町情報公開条例をご用意ください。

まず、利根町情報公開条例ですが、この条例の目的は、第1条に記載がありまして、町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めることにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民に説明する責務を全うされるようにするとともに、町民参加による公正で開かれた町政の推進に資することを目的としております。

7条をご確認ください。

実施機関は、公文書の開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の号に掲げる情報（以下「非開示情報」のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。と定めております。それに沿って、会議を非公開にする理由等を説明してまいります。

では資料1、1番情報公開及び個人情報保護審査会

こちらは、利根町情報公開及び個人情報保護審査会条例第6条第4項の規定により、会議を公開しないこととされているため。非公開であり、傍聴も同様の理由により不可でございます。

続きまして、2選挙管理委員会と、番号を飛ばして5固定資産評価審査委員会、6監査委員ですが、地方自治法第180条第5号の規定により「執行機関」として置くこととされているため、附属機関ではなく、執行機関とし、非公開とします。

番号戻りまして4行政不服審査会は利根町行政不服審査会条例第5条第4項の規定により会議を公開しないと定めているため、非公開とし、傍聴も不可となっております。

7いじめ問題検証委員会ですが、利根町情報公開条例第7条第2号に該当する（個人に関する情報が含まれる）ため、非公開とし、同様の理由で傍聴も不可となっております。

※報公開条例第7条第2号

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名・住所・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただしア～エを除くとあります。

続いて、15住民協働事業審査会ですが、こちらは、利根町情報公開条例第7条第3号に該当するため非公開とし、傍聴も同様の理由で非公開としております。

※情報公開条例3号

法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるもの。ただしア～ウを除くとあります。

次に17災害対策本部ですが、見直した結果、附属機関等としない内部組織とします。

理由としましては、災害対策本部は、災害が発生、または発生する恐れがある場合に臨時に設置し、被害状況の確認や必要な対応を迅速に実行するための機関で、町長を本部長とし、各課の課長等や消防長、消防吏員から組織されているものです。

そのため、附属機関等としない内部組織に位置付けます。

次、20民生委員推薦会、ページをめくり、24入所判定委員会、26障害者介護給付費等支給審査会、28介護認定審査会、31利根町要保護児童対策地域協議会、33予防接種事故調査会ですが、これらは、利根町情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）が含まれるため、非公開とし、同様の理由で傍聴も不可となっております。

続きまして42営農資金借入利子補給運営委員会、43農業近代化資金借入利子補給運営委員会ですが、会議内容が借入に対する利子補給であり、個人情報が含まれ利根町情報公開条例第7条第2号及び3号に該当するため、傍聴も含め、非公開となっております。

続いて、45農業委員会ですが見直した結果、農業委員会も附属機関等ではなく、執行機関に位置付けます。

その下、46農業委員候補者評価委員会ですが、利根町農業委員候補者評価委員会設置要綱第4条第5号の規定により、会議を公開しないこととしております。会議内容に個人情報が含まれており、利根町情報公開条例第7条第2号に該当します。

次、51チャレンジショップ出店者選考委員会と52中小企業事業資金斡旋審査委員会ですが、こちらは、利根町情報公開条例第7条第3号に該当するため非公開とし、傍聴も同様の理由で非公開としております。

53教育委員会ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きに規定する情報に関する審議等については非公開とし、議案名のみ開示します。内容は人事に関する案件や個人情報を含む案件（いじめ問題や準要保護児童生徒に関すること等です）また、こちらも見直した結果、附属機関等ではなく、執行機関に位置付けます。

続きまして、その下、54町立学校給食運営協議会、55小中学校適正配置等調査検

討委員会、60 総合教育会議につきましては、利根町情報公開条例第7条第2号に該当する（個人に関する情報が含まれる）部分のみ非公開とし、同様の理由で非公開部分は傍聴も不可となっております。

最後に61 利根町教育支援会議と、62 利根町いじめ問題調査委員会、63 学校運営協議会ですが、これらは、利根町情報公開条例第7条第2号に該当する（個人に関する情報が含まれる）ため、非公開とし、同様の理由で傍聴も不可となっております。利根町執行機関及び附属機関等の会議の公開状況についての説明は以上です。

○委員長

何かご意見ご質問などありますか。

○委員長

自治体の会議はこんなにたくさんあり、執行機関って難しいが、行政を執行する担当者。執行機関の代表は町長さんだから教育行政の代表者は教育委員会。農業行政のは農業委員会。これが執行機関です。ところが附属機関というのは、みんなで話をしながらやっていくようなものが附属機関という場合が多いです。法的に認められているものを条例に基づいて附属機関ということはありません。意見を話したり、調査をしたり、いろんなものがある。基本的には、現在は公開が原則。情報公開条例があるけども、情報公開条例があるから見せるわけじゃない。情報公開条例は「これ見せて」と開示請求ができると説明あったが、「見せて」って請求して初めて見せてもらえます。情報公開条例で、「見せて」と請求して見せてくれない場合が問題。一般的には参加と協働でみんなのまち基本条例を作ったので、みんなに公開して、一緒にまちをつくられているか。この会議はそれができているかチェックをしていくところです。

○委員

27 番の利根町地域支援協議会が公開となっているが、公開の考え方は、個人情報のみ削除し、会議録を公表するということはその会議の傍聴はできないのは、どういう感じでしょうか。

○事務局

多分バツです。基本的には会議の公開に対してマルかバツかっていう話なので、傍聴がバツなので、ここがバツになるならイコールになります。

○委員

あと25 番の農業委員会、法律的には会議を公開も含めていますか。

○事務局

先ほど執行機関の話だが、この執行機関だから非公開ではなく、執行機関については個別の法律があり、学校教育であれば、地方教育行政の法律があり、その中で公開はうたっており、基本的には選挙管理委員会や個人情報を扱う部分以外はすべて公開しています。教育委員会も、農業委員会も個人情報がわからない内容で伏せて公開しています。その部分を除いてしまうと、その分だけなぜ公開しているか公開していないかわからないのかと言う話になるので、みんなのまち基本条例の行政の中には執行機関を含めており、公開状況については、再度確認させていただいて、次回公開しているか否か、お示ししたいと思います。

○委員

個人的な土地の売買や、個人情報を出さないように会議を公開しているのと思い、個人情報というか、土地、この人がどこの土地を持っていてそれを誰々さんに売りますとか、会議録を個人情報だけ消して公開していると思います。

○事務局

利根町の場合は個人情報とか非開示情報であれば、すでに非開示情報だと分かるように空欄になっていると思います。会議は傍聴を認めている教育委員会だと、例えば予算の審議は議会で最終的に決定するのでその手前の審議については非公開で公開をしてない。今回は②評議委員会は個人情報をできるだけ特定されないようできるだけ公開します。

○委員長

個人情報が絡むところは難しくて、教育委員会もいじめの問題、個人情報が出てくるので、基本的には傍聴は教育委員会でもなしにしているはずで。執行機関は、みずから傍聴するかしないと決めることができるので、原則は見せるけど、プライバシーや個人情報の絡む話は、基本的には傍聴を入れない方向で意思決定をしている機関が多いです。

○事務局

27の自立支援協議会の件を確認したところ、会議で必ずしも個人情報の話が出るとは限らず、個人情報が出る場合もあり、個人情報の話をするのが目的じゃないので、個人情報に関する話があった場合はそこだけを非公開として原則公開しているとのことでした。本来であれば個人情報が出る部分は、退出してくださいという形で案件ごとに決めるが、いつ個人情報の話題が出るかわからない場合があるから最初から傍聴は入れてないとのことでした。

○事務局

発表するまでは別に傍聴しても大丈夫だと思います。

○事務局

会議のどこで発言して個人情報が出るかわからないとのことでした。

○事務局

おそらく公開できると思います。確認してください。できれば原則公開なので、対応の方針だけでも公開してもらえるとまた話は違ってくるのかなと思います。

○委員長

何か他にご意見ご質問等ありますか。

○委員

この資料に載っていない委員会はまだありますよね。

○事務局

附属機関等に関してはこれで全部一覧表になっています。職員だけで会議を構成しているものはありますけれどもそれ以外はすべて掲載しています。新たに追加されているものがあれば次回にお示しできればと思います。

○委員長

もっと公開したいという話があれば、どんどん言ってください。

3 令和5年度利根町パブリックコメントの実施について

○事務局

ではパブリックコメント実施状況について説明いたします。

利根町みんなのまち基本条例第18条は（パブリックコメント）について定めております。

逐条解説35Pに記載されておりますが、条文を読みます。

第18条 町は、重要な条例、計画等の策定、改定等にあたっては、事前にその案を公表して町民から意見等を募るパブリックコメントを実施します。

2項 町はパブリックコメント手続きによって提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、その意見等に対する考え方を町民に公表します。とあります。

町では、みんなのまち基本条例の制定前からパブリックコメント実施状況を町公式ホームページにて公表しておりましたが、今日は、みんなのまち基本条例が制定された令和5年度のパブリックコメント実施状況を報告いたします。

資料2をご覧ください。資料2は令和5年度のパブリックコメント実施状況一覧でございます。

令和5年度は8件のパブリックコメントが実施されました。どのパブリックコメントも1か月間実施し、周知方法は町公式HPに加えて、行政アプリのプッシュ通知を実施したものが2つあります。また、広報と回覧ですが、原則どちらかの掲載となっております。パブリックコメントの設置場所ですが、ファイル形式でまとめたものを役場1階（住民課前）の情報公開コーナー、図書館、生涯学習センターの3か所に設置しており、町公式HPからもデータの閲覧や意見の提出もできるようにしております。

また、案件に対してのパブリックコメントの件数は記載のとおりで、いただいたコメントに対しては、町公式HPにて意見と町の回答を公表しております。資料2の説明は以上となります。

○委員長

今ご説明いただきました件で何かご意見ご質問などありますか。

例えばパブコメの件数が少ないとかをここで議論してもいいです。周知が徹底されていないのではないか、設置場所はどのような場所がいいとか、或いはこの条例の課題など。みんなの関心がなかったからパブコメがないとか。パブコメは多ければ多いほどいいが、参加しにくい環境にあるのではないとか、皆さんが疑問に思われたことをどんどん言っていただければ、それが行政に反映されるのがこの会議だから、お話いただければと思います。

○副委員長

周知方法のところで行政アプリを拝見していて、7番と8番しかない。理由が知りたいのと、利根町さんは高齢の方が多いと行政アプリは難しいし、広報とか回覧の方が見られるかなと思います。両方は難しいでしょうか。

○事務局

まず広報と回覧ですが、できれば広報に周知をしてもらいたいという区長さんの要望になります。ただパブリックコメントを実施する上で、事務手続き上、予定通りに会議が進まないパターンがあり、広報に載せて周知を図るパターンとずれ込んでしまい、回覧をお願いする2つの方法になっています。行政アプリについては周知したいと思います。ホームページに載せれば行政アプリのところ1ヶ所チェックするだけで行政アプリにも飛ぶような仕組みになっているので周知を徹底させていただきます。

○委員長

他に何かありますか。

○委員

パブリックコメントがあるってことは知っていたが、実際見たことない。広報や回覧、町のホームページは見ているが、言いたいことはいっぱいあるのにパブコメの募集を見ないのは、なぜかと考えたときに、スマホでホームページ見たり、インスタ見たりとかが便利で広報は遠いというか、使い方がいまいちゃわかっていない。ホームページなら誰でもチェックしやすい。みんながいつでも見やすくなるのは何なのかなと思います。

○委員

やっぱり知らない人が多い。パブリックコメントがあるのがわかったから知っているだけで、多分ほとんどあまり知られてない。ホームページは、見る手が見に行かないと見ない。広報も回覧もそうで SNS だったら、逆に行政側から通知を出してくれるから、意図的に見るようになるのではないのでしょうか。

○委員

高齢が増えて委員のメンバーの年齢が 10 歳から 15 歳ぐらい開きがある。最近わかったのは、聞こえない。現実が結構厳しくて、「うん」と隣で言っても、何話したのってなる。それがどんどん増えている。健康診断をすると、60 代ぐらいから高い音が少しずつ絶対に聞こえなくなる。でも生活に不具合はない。そういう人にも目で見て、回覧も広報も必要。けど SNS は全然話にならず、口で伝えても、町の何かイベントがあることすらわからないことが多いです。

○委員長

そういった周知方法であるとか、情報をどう見るかっていう話は、みんなで議論やワークショップをして考えた方がいいと思います。。このみんなのまち基本条例を作ったときワークショップでみんなの意見を言ってそれを取り入れてもらっているから、もし今すぐ周知方法が、すぐ出てこなくても考えていただいて、みんなで考えていきたいと思います。

そういった周知方法はまた別の機会にやるということで、他に何かパブコメ等を見て、意見はありますか。

○委員

トータル件数は、他の自治体もこの程度の件数でしょうか。

○副委員長

多分人口によって違うと思いますが、同じような人口と比較された方がいいかなと思います。総件数を調べるなどどうでしょうか。

○事務局

近隣のところで言うのと似たり寄ったりの部分とか、あと注目度によってもまた違ってくるとは思います。その辺は近隣もどういうふうな情報の発信の仕方や件数をホームページで調べられる範囲で調べて、次回かその次の議題にさせていただくような形で検討したいと思います。

○副委員長

周知方法も今調べていただけたところだったので今度ワークショップをやるときに資料になって討議しやすいと思います。世代間でも周知方法が違うと思うのでその辺も考えながらワークショップができればいいと思います。

○事務局

インスタは今イベントがメインになっているので、インスタにパブリックコメント募集と、堅苦しいものを載せるのは難しいと思うが検討していきたいと思います。

○委員

コメントは、つぶやきみたいにできるのでぽんぽんできるとやりやすいです。

○委員長

利根町というインスタを作ってそれでパブリックコメントを流す手はありますが、そこまでやると大変です。

○事務局

インスタ自体はありますが、基本イベントだったりとか、桜の開花だったりとか、町のイベント紹介になっています。

○委員長

YouTube や TikTok もありますね。今ここで提案をして、この意見が出たと思っていたのであれば、大丈夫だと思います。普通、条例は「ですます調」じゃない。みんなにわかりやすいよう「ですます」の方がいいと思い「ですます調」になりました。

実は「ですます調」にすると、ある自治体では駄目と言って、役所の人々が反対をしました。なぜかという法律文は明確するので、不明確になると。だから、全部条例とか規則は「ですます」のものはないです。だから統一性のため、こ「ですます」は駄目ですっけはつきり言いました。利根町はある意味で画期的なことをやっているとご理解いただければと思います。みんなで決めたことが決まるのはすごいと思います。

条例の名前は決まっています。情報公開条例とか。これも自治基本条例という、みんなまちづくりをしていくための基本の条例です。ということで「みんなのまち基本条例」という名前に変えました。他に何もなければ、その他で伺い、次の議題に入ります。

4 利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準について

○事務局

利根町みんなのまち基本条例第17条（逐条解説 P33）の附属機関等への参加の規定に基づきまして、令和5年4月から附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準を見直し、各課へヒアリングや調整を行ってまいりました。

委員の選任に関して公募が必要となる場合は、条例や要綱等の改正を経て公募を実施してもらい、法律や条例により公募が適さない場合はその理由等を明記し、附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準を定めました。

ここまでは、前回の第1回目の会議で説明させていただきましたので、今回は内容の詳細をご説明させていただきます。

資料3・資料4をご用意ください。

資料3は、利根町執行機関及び附属機関等の一覧表となっております。

資料4は委員を公募する附属機関等のみを抽出した表です。

資料3の紫で色塗りされているものを資料4に一覧でまとめております。

資料3の色塗りされていない白のものは、公募を行わない機関となっております、公募を行わない理由等は、前回配布しました、「利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準」P13からそれぞれ記載しておりますので、後ほどご確認ください。

それでは、資料4をご用意ください。

附属機関等の名称の前の番号、例えば一番上、①8 特別職報酬等審議会の8の数字は、資料3の一覧表の左の番号となっております。

資料4の①は連番で③⑩まであり、公募を行う附属機関等は30機関ございます。

その30の附属機関等の公募実績を説明いたします。

みんなのまち基本条例が施行されてから公募を行った機関は30機関のうち、17機関あり、令和6年度中に公募を行う予定のものが4機関ございます。みんなのまち基本条例施行前より、公募は行っておりましたが、条例施行に伴い、原則、公募委員の割合は委員定数に対して1割以上を基準とし、公募を行うために条例や要綱を改正したものが6機関あり、年度内の改正予定も1機関ございます。

説明していきます。資料4の通し番号①から説明します。

① 特別職報酬等審議会

公募人数1人で任期は審議終了までですが、必要があった際に審議会を発足し公募い

たします。

この審議会は、議員報酬額、町長等の給与の額を審議するものです。

② 総合振興計画審議会

R 5 年 4 月に公募をおこない、公募人数 4 人のところ応募が 5 名おまして、4 名に委嘱済でございます。

周知方法は、広報・町公式HP・行政アプリのプッシュ通知ありで行いました。

③ 行政改革懇談会【記載のとおりです】

④ 男女共同参画推進委員会

R 5 年 4 月に公募を行い応募が 0 人でしたので、R 3 年に委嘱した委員の方 4 名に再任で任期 2 年の委嘱を行っております。

再任ですが、「利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準」の第 5 条の注釈に個別の条例等で「再任をさまたげない」という規定がある場合は、10 年未満の範囲内で再任できるものとする。としております。

⑤ 利根町みんなのまち基本条例推進委員会

R 6 年 4 月に公募を行いました但応募がなかったため、町長が選任し 2 名に任期 2 年で委嘱しており、検討委員会で委嘱した方にも 2 名に委嘱し、この委員会を構成しております。

⑥ 地域公共交通活性化協議会

R 5 年 4 月に公募を行いました但、町民 2 人公募のところ応募が 0 人でしたので、(地域公共交通活性化協議会になる前の会議の) 地域公共交通会議の町民の方 2 名に再任をお願いしました。

地域公共交通の利用者の代表者の公募 3 人のところ、6 名の応募があり、地域公共交通利用者の代表者 3 名に任期は 2 年で委嘱済でございます。

⑦ 住民協働事業審査会

これまで公募による町民が入っておりませんでしたので、要綱を改正し委員の構成に町民を入れ R 5 年 8 月に公募を行い 1 名応募があり R 6 年 10 月 31 日まで委嘱しており、その後は再任で委嘱する予定となっております。

⑧ 高齢者保健福祉・介護保険運営協議会

公募人数を 2 人・任期を 2 年に R 6 年 6 月要綱を改正し、(R 7 年 2 月まで任期が残っている) R 6 年 12 月に公募を行う予定でございます。

⑨ 地域福祉計画策定委員会

委員の構成に町民が含まれていなかったため、R 6 年 4 月に要綱を改正し、同年 7 月に公募を実施しましたが、応募がなかったため町長が 2 名選任し委嘱しております。

⑩ 高齢者の生活支援等を推進するためのネットワーク

令和 7 年度に会議開催予定のため、R 6 年度中に要綱を改正し、公募を行う予定で、県や関係者と調整をおこなっております。

⑪ 子ども・子育て支援会議

R 6 年 4 月に要綱から条例に改正し、構成メンバー等も見直しを行ったうえで、公募 2 人・任期 2 年にし、公募を行いました但、応募が 0 人であったため、町長が 2 名を選任し委嘱しております。現行の委員の任期が R 7 年 8 月 31 日までありますので、次回 R 7 年夏ごろに公募を行う予定です。

⑫ 健康づくり推進協議会

R 7 年 2 月に 2 年任期で 3 人を公募するため、それに間に合うよう要綱を改正中です。また、公募の周知は 1 月号の広報、町公式HP、アプリのプッシュ通知で行う予定です。

おります。

⑬ 空き家等対策協議会

R 4 年に 2 年任期で 4 名の方に R 6 年 1 0 月 3 1 日まで委嘱しておりまして、その後は再任予定です。

⑭ 下水道事業運営協議会

こちらの協議会ですが、下水や経営等の知識が必要なため、構成メンバーを見直し学識経験者を増やし公募を 6 人から 4 人に変更しました。R 6 年 7 月に 4 人の公募を行い 3 名応募があり、その方々に委嘱済です。尚、残りの 1 名は来年の 4 月に区長会から町長任命で 1 名に委嘱予定でございます。

補足としまして附属機関等委員の公募及び選考に関する基準の第 4 条では原則として附属機関等の委員定数に対し原則 1 割以上を公募に努めることとしております。6 人から人数を減らしておりますが、定数 1 2 人に対して 3 名公募しており 2. 5 割が公募委員となっております。原則 1 割以上の定数を超えております。

⑮ 廃棄物減量等推進審議会

令和 5 年に公募 6 名のところ、応募が 1 名であったため、町長が選任して 5 名に委嘱を行いましたが、1 名死亡により、現在 5 名に令和 7 年 8 月 2 日までに委嘱中です。

⑯ 環境保全施設整備審査会

こちらはごみ処理場の設置に関する審査会となっており、現在利根町は未設置でございます。よって、必要になった時に 2 年任期で 8 人を公募する予定でございます。

⑰ 環境審議会

任期 2 年、各地区 2 名ずつの 8 名で R 5 年 1 1 月に公募を実施しました。

応募者が 2 名だったため、残りの 6 名は 1 1 月までに町長が選任して委嘱する予定です。

⑱ 国民健康保険運営協議会

R 3 年に 4 人公募しましたが、応募者が 0 人であったため、町長が 4 名を選任し委嘱しております。

⑲ 医療審議会

こちらの審議会は審議が必要になった時に審議会を発足し、公募を行います。

この審議会は、医師（ドクター）の誘致や医院（病院）用地の誘致に関することを審議する会議です。

⑳ 農業委員会

令和 4 年度に公募をし、令和 7 年 3 月 3 1 日まで 8 名に委嘱済ですが、任期が来年 3 月 3 1 日に切れるため、令和 6 年 9 月に広報と町公式 H P で公募を行い、8 人公募のところ、1 1 名応募がありました。

㉑ 農業委員会（農地利用最適化推進委員会）

令和 4 年度に広報と町公式 H P で 1 2 人の公募をおこないましたが、1 0 名の応募でしたので、2 名は推薦をいただき、1 2 名に R 7 年 3 月 3 1 日まで委嘱中です。来年の 3 月 3 1 日に任期が切れますので、広報、町公式 H P、アプリプッシュ通知で周知し、令和 7 年 1 月に公募を実施する予定です。

㉒ 都市計画審議会

記載のとおり、令和 8 年度に公募を行う予定です。

㉓ 町立学校給食運営協議会

R 6 年 4 月に要綱を改正し、委員に町民を入れ R 6 年 6 月に 1 人公募を行い 1 名応募があり 2 年任期で 1 名に委嘱済です。

②④ 小中学校適正配置等調査検討委員会

現在解散しており次回委員会が必要になった場合に公募を行います。この委員会は教育環境を整備し、教育効果を高めることを目的に、小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫教育に関し調査検討を行うものです。

②⑤ 学校運営協議会

R6年1月に任期1年で2人の公募を行い、3名応募がありまして、2名に委嘱済です。また、令和7年3月31日で任期が切れますので、令和7年1月に公募を行う予定です。周知方法は、広報、町公式HP、アプリプッシュ通知の予定です。

②⑥ 図書館協議会

委員に町民が入っていませんでしたので、R6年4月に条例を改正し、2年の任期で2人公募を行い、4名の応募があり、2名に委嘱済となっております。

②⑦ 生涯学習施設運営協議会とその下②⑧歴史民俗資料館運営委員会はこれまで、町民が委員に含まれておりませんでしたので、みんなのまち基本条例施行にともない、R6年2月に2年の任期で1人の公募を行い、1名ずつ委嘱ししております。

②⑨ 国際交流促進協議会と③⑩青少年問題協議会

現在未設置となっており、協議会発足時に公募を1人行う予定です。

国際交流促進協議会は、本町に外国人が増加していることもあり、令和8年度の発足に向けて他市町村の事例等を参考に検討を行っています。青少年問題協議会に関しましては、現在発足の予定はなく、他市町村の動向を見ても、青少年問題協議会を廃止し、総合的な観点で協議できる協議会に移行を行っている事例もあり、本町では青少年問題相談員5名が各々対応している状況です。以上です。

○委員長

何か質問等がありますか。

○委員

今すぐは無理だと思うが、今事務局が1個1個1項目説明してもらったのがすごくわかりやすかったです。この委員会はこのやっていると。実際に周知した状態で、町民にこれを公募してる。興味ある人やってください。だけでは、その委員会や審議会、懇談会って何をやるのかわからないから、実際の広報ホームページがどんな形で出しているのか気になります。

○委員長

大事なことだと思います。

○事務局

実際今HPで確認します。

○委員

興味があるのは、応募があると感じました。あと、何を話し合うのか何をやるのかはおそらくわからないと思います。公共交通は分かりやすいです。

○委員

興味がある特別報酬等など審議会は町民興味あると思いました。

○事務局

どれを見てもどこの課もこのような形で簡単な説明しか書いていなく、目的も、簡易的になっている。町民目線でわかりやすい募集要領とかにしていく必要があると気づきました。

○委員

町の交通手段一緒に考えてみませんかみたいなTikTokにあるリールで出ると、分かり

やすいです。自分でクリックして要望すればいいので。時間あるときに行ってみようかなとか、何とかしたいならお仕事休んでも行くと思います。

○委員

実際にパブリックコメントやっても少ない。ゼロ。例えば介護保険とか出しても自分たちに必ず関わるものなのに、行政的な立場では「意見なくてよかった」と。適切な内容の計画ができ、案として出したからみんな賛同してくれたと思います。町民は、興味が無い。わからない。そういうこと自体が広報とか回覧とか回ってきても目がいかない。そういうところを改善するのが行政です。ご指導、ご協力のほどお願い申し上げたいです。

○委員

知っているのはPTAに関わっていることだけ。それしか知らなかったです。PTAに関わった「給食運営協議会」も、昨年、一昨年は、意見を言う場がなかったです。質問は後で電話でという感じで、何しにその場に行ったか分からない状態。この会議は先生の人柄もあって、ざっくばらんにお話を聞いてくれる。夜の会議を今やってないけど、何個かは作って、6時以降なのでお仕事ある方も参加できる時間体にするのも大事です。他市は保育関係は6時以降じゃないと当事者も来ないので保護者の方と保育士さんも6時以降から8時までには終わらす感じでやっています。

○委員

今、夜やってないだけで男女共同参画の会議は毎回平日の夜7時半から9時ぐらいまでやったりしています。

○事務局

総務課でも時間外もなかなか出せないの、フレックスの形で、例えば夜会議やるのであれば出勤時間を遅らせる対応など、今後含めて、庁内で検討していきます。実際公募が来ないのも現実で委員で他の委員もやっていたり、兼務されている方がほとんど。それでは駄目だろうと公募委員の基準を作っても、なかなか集まらないので、その辺を考えていかないと。先ほど言ったように、役場で堅く書いてしまうが、周知の部分では目に飛び込みやすい方がいいと思います。役場の委員として協力してくれませんかみたいな感じで一覧を最初に載せるのも1つですし、毎掲載すると逆に慣れてしまうパターンもあるので、その辺も考えていきたいと思っています。

○委員長

みんなまち基本条例ができたのでテレビとかで取り上げられるかもしれない。面白いですね。

○委員

いろんな町のTikTokとかxを見ても、堅苦しいおじさんがダンスして、みんなでやっているのを見ると面白いです。考え方が柔軟だと思います。

○委員長

みんなで言えば、町の方々もそのようにしていただけたらと思います。課長はどちらかというと柔軟な方で、取り入れていただけたらと思います。利根町は町民に対して開かれている。だからそういう意味では実現すると思います。今回この議題の4で出たのは、わかりやすさは大事だということと、開催時間を考えましょうということ。特に公募委員が会議に出たときに、その人の意見を尊重し、言える場を与えていただきたいという意見があったことは、議事録に残していただければと思います。意見を何も言わせてもらえないとか、聞いてもらえなかったら出る気がなくなる。すごく有意義なお話だと思います。これで議題4まで終わったので、その他について、いかがですか。

周知方法でワークショップをする話もありました。もう1つは、参加そのものを進めるためにどうしたらいいかと、TikTokの考えだが、町民から見て親しみやすものを作るとか、町民参加を推進する議論をどこかでできたらいいと話がありました。他にアイデアとか案があれば、教えてください。実現するかどうかわからなくて、好きなことを言ってもらっても構わないです。おそらく町全体としても、できることはあるはずです。ぜひ皆さんのアイデアをいろいろ教えていただければと思います。

○委員

パブリックコメントのホームページに載っているアクセス数はわかりますか。

○事務局

確認できます。

○委員

そもそもホームページでこのパブリックコメントは何人ぐらいが見ていますか。

○事務局

本年度のパブリックコメント実施公表結果をまとめていまして、このページだったら189回アクセス済みです。

○事務局

今回令和6年度で募集しているやつあるでしょう。学校跡地で募集した条例はどうですか。

○事務局

募集のところだけで115回です。

○委員

ホームページは本当に自分が知りたいことがあるときに検索する場所。その意味ではねインスタやフェイスブックがいいのかも。何か発信してもらった方が気づきやすいです。

○委員

インスタでリールとかフェイスブックだったら別に堅苦しくないと思います。

○委員長

リールで流れるだけならいいかもしれないですね。そういうことも含めてみんなで議論をしたいと思います。皆さん他にないようであれば、事務局さんに以下お任せします。

5 その他

○事務局

周知をした方がいいと意見があり、3月あたりに集まって、より具体的な周知方法等の話し合いをするのはいかがでしょうか。

○委員長

事務局から提案あったがどうですか。

○事務局

3月25火曜日10時あたりはいかがですか。

○委員長

午前中大丈夫である。人数少ないようだったらワークショップでもよいですね。

○事務局

3月25日火曜日の10時を予定します。

○委員長

連絡事項他にありますか。

6 閉会

○事務局

長時間にわたりお疲れ様でした。それではこれもちまして第2回みんなのまち基本条例推進委員会を閉会いたします。本日は長時間にわたりお疲れ様でした。

以上